

# 近畿肢体不自由児療育施設連絡協議会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、近畿肢体不自由児療育施設連絡協議会（略称「近肢連」）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、事務局担当副会長の所属する施設内に置く。

(組織及び会員)

第3条 本会は、近畿地区の肢体不自由児等の発達支援を行う施設・事業所で構成する。

2 本会への加入は、正副会長の承認を得て、次回総会に報告するものとする。

3 本会を退会しようとする場合は、前年度の1月末までに書面を持ってその旨を届け出、役員会で承認を得なければならない。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、施設・事業所相互の連絡をはかり、職員の資質向上、施設の発展を期すると共に、障害のある子どもたちの医療・保健・福祉の増進に寄与し、障害のある人たちが暮らしやすい地域社会づくりに貢献することを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 施設・事業所相互間の連絡、調整、情報交換
- (2) 関係機関との連絡、調整
- (3) 障害のある子どもたちの医療・保健・福祉に関する調査、研究
- (4) 療育等研修会の開催

(一) 療育研究大会

(二) 部会研修

看護部会、給食部会、理学療法・作業療法部会、言語部会、心理相談部会、保育部会、その他必要な部会

(三) その他研修会

(5) その他、目的達成に必要な事項

2 療育等研修会の講師に支払う謝礼額は研修講師謝礼基準において定める。

3 療育研修大会で招聘する講師に対して、謝礼とは別に旅費を支払うことができる。

## 第3章 役 員

(役 員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- |       |    |         |    |       |       |
|-------|----|---------|----|-------|-------|
| 1. 会長 | 1名 | 2. 副会長  | 3名 | 3. 理事 | 15名程度 |
| 4. 会計 | 1名 | 5. 会計監査 | 2名 |       |       |

(役員を選出)

第7条 本会の役員は総会において選出する。

(職 務)

第8条 本会の役員は次の会務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括し会議を招集する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会務を促進させると共に会長に事故あるときは副会長のうち1名が会長の職務を代行する。

- (3) 会計は、本会の会計事務を担当する。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 理事は、本会の運営にあたり、業務の執行を行う。
- (6) 役員は、総会・役員会の決定により部会を分担し、担当する。

(役員任期)

第9条 本会の役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2 人事異動等により、本会の役員が退任した場合、後任者は役員会の承認を得て、前任者の残期間を引き継ぐ。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

2 本会の顧問は役員会の推薦により、総会で承認する。

## 第4章 会議

(会議)

第11条 会議は、総会及び役員会とする。

2 総会は、毎年1回招集され、会員の過半数（委任を含む）の出席により成立する。議事は、出席者の過半数の賛成により決定され、賛否同数のときは議長の決するところによる。

3 役員会は必要に応じて、会長が招集する。

4 会長が必要と認めるとき、又は、役員会の過半数の要請により臨時総会を招集することができる。

5 会長は会の運営上必要なときは、役員会に諮り、常任運営委員会を置くことができる。この構成は、役員の中から、会長が指名する。

6 この会の目的達成のため必要に応じ、プロジェクトチームを置くことができる。この構成と任務は役員会で決定する。

## 第5章 会計

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、臨時会費、研修会参加費、寄付金、及びその他収入をもって充てる。

(会費)

第13条 本会の会費は前年度の総会において決定する。

2 会費の納入期限は会計年度内とする。

3 会費は20,000円とする。

4 前項の規定にかかわらず、年度途中加入会員の会費は10月以降の加入に限り、10,000円とする。

5 非会員施設の職員が研修会に参加する場合の、療育研究大会参加費は1人1回500円、部会研修参加費は1人1回2,000円とする。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第6章 規約改正

第15条 本規約の改正は、総会の決議による。

## 附 則

本規約は昭和49年2月7日から施行する。

- 1 一部改正 昭和51年6月、昭和57年6月、昭和62年5月、平成2年5月、平成3年5月、平成4年4月、平成16年5月、平成17年4月、平成22年4月、平成24年5月、平成25年4月、平成25年5月、平成27年5月。

- 2 本会の規約に定めのない場合、また解釈に疑義があり、運営上緊急性の必要な場合は、会長の判断により行う。その場合、次期総会に報告し承認を得るものとする。
- 3 本会の運営に功労のあった者に対し、慶弔を行うことができる。この内容は、総会で決定し、運用は会長の判断により行い、執行状況を次期総会に報告し承認を得る。

## 研修講師謝礼基準

### 1. 講師謝礼

療育等研修会の講師に支払う謝礼については、下記のとおりとする。

		会員施設職員	会員外施設職員
療育研究大会	講演 1 回につき	12,000 円以内	50,000 円以内
各部会の研修会等	講演 1 回につき	7,000 円以内	30,000 円以内
	症例発表者 ファシリテーター等	5,000 円以内	5,000 円以内

※上記の金額はそれぞれ上限とする。

※療育研究大会において、上記の基準によりがたい講師（著名人等）の場合は、その都度役員会で決定する。

※症例発表者、ファシリテーター等は、講師に準ずるものと判断できる場合に適用する。

※講師謝礼の金額を変更する場合は、会長は役員会に諮り、同意をもって決定し、総会において報告するものとする。

### 2. 旅 費

- ▶ 療育研究大会において、招聘する講師が特に遠方に所在する場合は、交通費を支給することができる。
- ▶ 交通費の支給及びその額については、会長が決定し、役員会に報告するものとする。

### 附 則

本基準は平成 27 年 5 月 11 日から適用する。